

住宅改修理由書作成手数料の支払について

1. 支給対象

居宅・予防介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する「住宅改修が必要な理由書」(以下「理由書」という。)の作成事務。

※なお、作成事務には要介護者等からの相談受付、施工業者との調整、理由書作成から事前審査手続、工事の完了確認までの一連の事務が含まれます。

2. 支給対象事業者及び件数

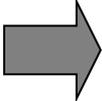
・支給対象は理由書を作成した介護支援専門員が所属する指定居宅・予防介護支援事業所です。

・件数については、1回の住宅改修につき1件の給付とします。

上記の取扱件数に応じて指定居宅・予防介護支援事業所へ、手数料(1件2,000円+消費税)を支払います。ただし、事業規模等から消費税が非課税となっている事業所については1件2,000円となります。

3. 請求の方法

請求は四半期ごとにまとめて行ってください。

締切日 	3月～ 5月実施分	6月10日
	6月～ 8月実施分	9月10日
	9月～11月実施分	12月10日
	12月～ 2月実施分	3月10日

※締切日が閉庁日にあたる場合は、その翌日になります。

4. 提出する書類

○請求書【口座振替払用】(市の請求書)

○住宅改修理由書作成事務確認書

○委任状※

※委任状は請求者(代表者)と口座名義人が異なる場合に必要となります。ただし、口座名義が請求者の事業所の上部法人(事業所の本社にあたる等)である場合には、必要ありません。

※記入の仕方の詳細については、「記入例」をご覧ください。

5. 支払いについて

提出された請求書類については、居宅・予防介護支援費の給付実績がないこと等を確認しからの支払となるため、時間がかかりますので、あらかじめ、ご了承ください。

※ なお、請求の時効は住宅改修着工日から2年となります。